



説明会案内ページ  
[香川労働局HP]



## 改正育児・介護休業法等オンライン説明会開催のご案内

男性の育児休業取得促進に向けて改正された育児・介護休業法（令和4年4月より段階的に施行）に加え、令和3年4月に全面施行されている同一労働同一賃金について、オンライン（Zoomウェビナー）にてご説明します。

受講  
無料

対象 事業主の方  
人事労務担当者等

定員 300名（先着順）

オンライン開催  
（Zoomウェビナーを使用）

### <プログラム>

- 1 開催あいさつ
- 2 改正育児・介護休業法に関する説明 45分  
（香川労働局担当者）
- 3 同一労働同一賃金に関する説明 30分  
（香川働き方改革推進支援センター担当者）

－裏面お申込み方法をご確認のうえ、お申込みください－

主催 香川労働局 香川働き方改革推進支援センター

## ご参加にあたって

- Web会議システム「Zoom」を使用します。ご利用にあたってZoomアプリのインストールなど事前に準備していただく必要があります。
- 指定されたアドレスにZoomの参加URLを送付します。
- セミナー受講後は、アンケートにご協力ください。
- 開始時間の5分前にはスタンバイしてください。
- セミナー受講は無料ですが、通信費は参加者のご負担となります。
- 申込者以外への視聴URLの転送・共有はご遠慮ください。

## お申込み方法

- 下記香川労働局ホームページ「**改正育児・介護休業法への対応はお済みですか？**」のページにアクセスします。

※香川労働局HPトップページの「新着情報」または「イベント情報」からアクセスできます。

URL [https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/news\\_topics/\\_119702\\_00001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/news_topics/_119702_00001.html)

オンラインでの申込みが難しい場合は、下記お問合せ先にご連絡ください。

- お申込み後、自動返信メールが登録アドレスへ送付されます。
- 申込みの締切は9月9日（金）17時とします。
- 説明会当日に使用する資料は、開催前日までに上記香川労働局ホームページ「**改正育児・介護休業法への対応はお済みですか？**」の説明会案内ページに掲載しますので、適宜、ダウンロードして印刷するなど、参加に向けた準備をお願いします。
- 説明会当日は、案内メールを参照して参加してください。



## 参加申込みに関するお問い合わせ先

お問合せ受付 9:00-17:00（土・日・祝日を除く）

香川働き方改革推進支援センター

〒760-0026 香川県高松市磨屋町5-9 プラタ59 203

TEL 0120-000-849 FAX 087-823-7381 E-mail [kagawa@task-work.com](mailto:kagawa@task-work.com)

### ▶改正育児・介護休業法

令和4年4月1日より、改正育児・介護休業法が段階的施行となります。

産後パパ育休（出生時育児休業）の創設等の改正ポイントを押さえ、規定整備や育児休業を取得しやすい雇用環境整備が必要となります。



厚生労働省HP

2022.4.1  
施行

- 個別の制度周知・休業取得意向確認と雇用環境整備の措置の義務化
- 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

2022.10.1  
施行

- 出生時育児休業（通称「産後パパ育休」）の創設
- 育児休業の分割取得

2023.4.1  
施行

- 育児休業取得状況の公表の義務化（常時雇用する労働者が1000人以上の事業主が対象）